

29 景観法に基づく届出制度

●担当課
都市計画課
総務・企画・景観・屋外広告物担当
(電話048-830-5367)

目的

景観計画区域内において、一定規模を超える建築物・工作物の新築や外観の変更、また資材置場など物件の堆積を行う場合に、埼玉県景観計画に定めた景観形成基準への対応等の届出を義務付けることで、良好な景観の形成を推進し、魅力と風格のある郷土の形成を目指す。

制度概要

景観法では、県・政令市・中核市及び県との協議を経た市町村が景観行政団体として景観条例及び景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度を含む景観行政を行うこととしている。

埼玉県における景観行政団体は、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、三郷市及び県である。これらの各市域は各市の景観計画区域、それ以外は県の景観計画区域となっており、一定規模を超える建築物や工作物、資材置場の新設等を行う事業者は、行為着手の30日前までに景観行政団体の長へ届け出なければならない。

県では届出受理後、添付図書により行為の内容が景観計画に定めた景観形成基準に合致しているか、勧告基準・変更命令基準に抵触していないかを確認し、必要があれば指導助言を行い、内容に支障がなければ届出等受理通知書を交付することとしている。

埼玉県景観条例では、届出に先立ち協議を行う「事前協議制度」を用意しており、事前指導を通して内容に支障がないことを確認した場合には、届出における添付図書を省略し、30日間の着手制限期間を短縮することができるとしている。

なお、埼玉県の景観計画区域においては、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、各市町村が景観法に基づく届出事務等を行うこととなっている。

●事業主体

埼玉県及び各市町村

●根拠法令等

景観法、埼玉県景観条例、埼玉県景観規則、埼玉県景観計画

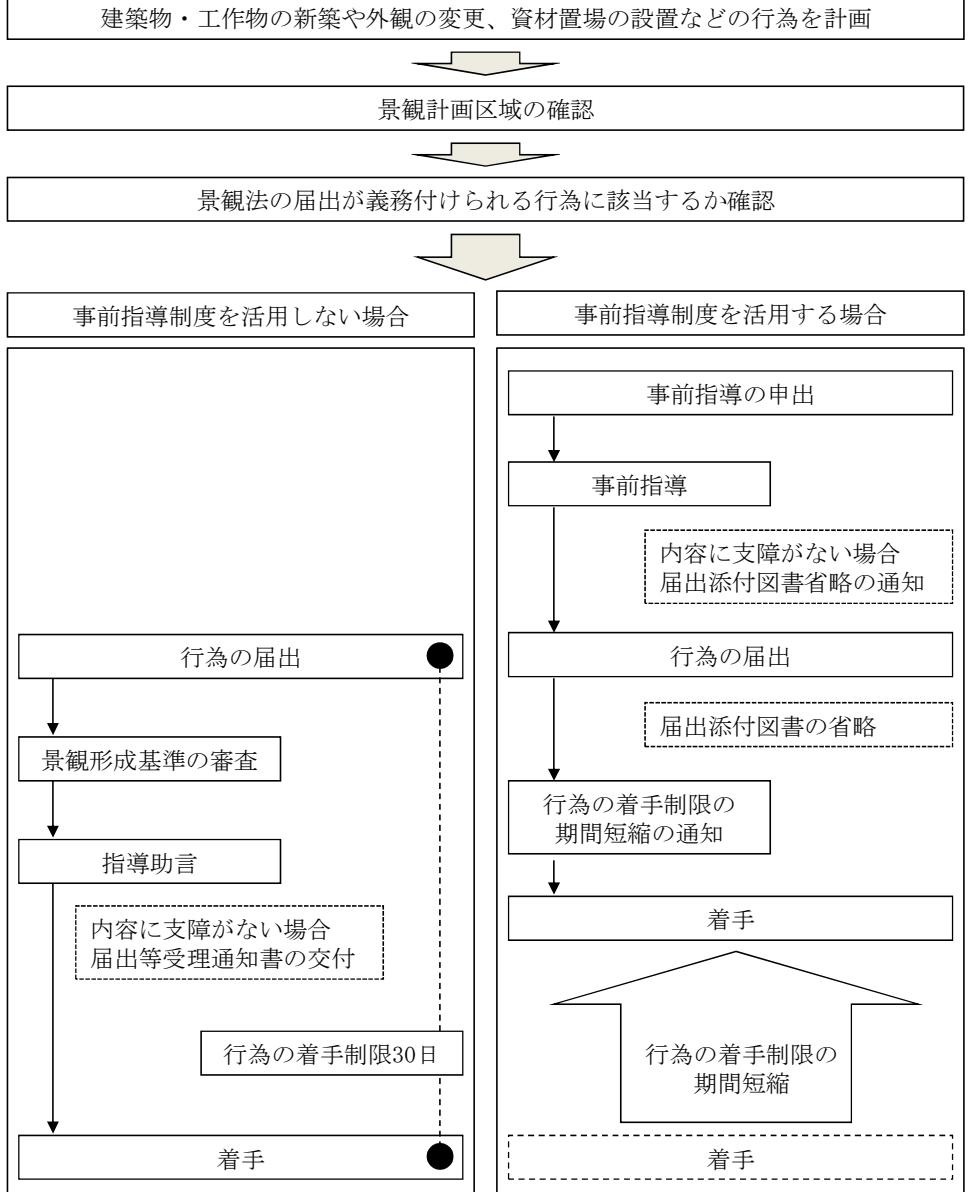
●創設年度

平成20年度

●制度の留意点

- 無届や虚偽の届出、30日間の着手制限に違反した場合は罰則（罰金刑）がある。
- 市町村が景観行政団体になっている場合は、市町村の景観条例・景観計画に従い、当該市町村に届出を行う。
- 埼玉県の景観計画区域は一般課題対応区域、特定課題対応区域（圏央道沿線区域、圏央道以北高速道路沿線区域）に分かれており、それぞれ届出対象行為が異なる。
- 埼玉県の景観計画区域内においては、各市町村が届出窓口となる。

■埼玉県景観条例・埼玉県景観計画における届出制度のフロー



※届出窓口は各市町村の景観法の届出担当部署となる